

市・県民税（個人住民税）の税制が改正されます

3年度（2年1月1日から12月31日の間に得た収入）から適用される市・県民税（個人住民税）の税制が改正されます。主な内容は次のとおりです。

◎給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

◎未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（寡夫）控除の見直し

①未婚のひとり親に「ひとり親控除」を適用
婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（前

年の総所得金額などが48万円以下）を有する単身者（所得500万円以下に限る）は「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

②寡婦控除の見直し

①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（所得500万円以下）が設けられます。

その他の改正内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 本庁税務課市民税係（☎34-2374）



確定申告は自宅からe-Taxで！

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。毎年申告相談会場は大変混み合います。新型コロナウイルス感染予防対策として密を避けるためにも、自宅からe-Taxで送信しましょう。

◎マイナンバーカードを使って送信

用意するもの

①マイナンバーカード ②ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

◎IDとパスワード（ID・パスワード方式の届出完了通知を受けた人）で送信

用意するもの

①ID（利用者識別番号） ②パスワード（暗証番号）
※ID・パスワードの発行を希望する人は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参の上、税務署で申請をしてください。

スマートフォンはこちらから▶



■問い合わせ 水沢税務署（☎24-5111）

市内の医療・介護施設で働きたい人へ 修学資金を貸し付けます

市内の医療・介護施設で介護福祉士や看護師として働くことを志す人に、資格取得のための修学に関する費用を貸し付けします。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■対象職種

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士

■総貸与人数 1人

■対象者 次の全てに当てはまる人

①資格・免許取得のため、3年度に入学予定の人または3年4月以降に在学する学生

②卒業後、市内の医療施設や介護施設などで医療介護従事者として勤務する意志がある人

③類似する奨学金の貸し付けを受けていない人

■対象となる学校

上記対象職種を養成する日本の大学、短期大学、大学院、専門または各種学校、養成所など

■貸付金額の上限額

▶保健師・助産師・看護師・社会福祉士

…入学一時金100万円、月額貸付金7万円

▶准看護師・歯科衛生士・介護福祉士

…入学一時金70万円、月額貸付金5万円

■申請方法

申請先で配布する申請書（市ホームページにも掲載）と必要書類を提出 ※郵送可、持参の場合は平日のみ

■申請期間 3年1月12日（金）～29日（金）

■問い合わせ・申請先

▶保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士

…本庁健康増進課（☎34-2901）

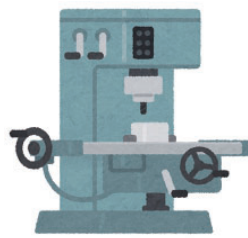
▶社会福祉士・介護福祉士

…本庁長寿社会課（☎34-2196）

税のお知らせ

償却資産の申告はお早めに

事業を営む企業や個人（以下、事業者）には、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの償却資産（自動車は大型特殊自動車のみ対象）に対し、固定資産税が課税されます。事業者は、その資産が所在する市町村への申告が必要です。申告が必要と思われる事業者には、12月中旬までに申告用紙などを送付しますので、必要事項を記入し、期限までに提出してください。なお、新たに申告する人や申告用紙が届かない人はご連絡ください。



■提出期限 3年2月1日（月）

■申告受け付け会場・日時

会場	日時	
本庁税務課家屋係	随時受け付けます	
江刺総合支所 市民生活グループ窓口	3年1月6日（金）	午前9時～ 午後4時
前沢総合支所 1階待合ホール特設窓口	3年1月8日（金）	
胆沢総合支所 1階待合ホール特設窓口	3年1月7日（金）	
衣川総合支所 市民福祉グループ窓口	3年1月5日（金）	午前9時～正午

※各総合支所では、上記以外の開庁日も受け付けますが、できるだけ上記日時での申告をお願いします

■問い合わせ・連絡先 本庁税務課家屋係（☎34-2376）

●家屋の取り壊し

●未登記家屋の取得

市へご連絡を

家屋の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税しています。年内に取り壊した家屋は、次年度から課税しませんので、速やかに連絡をお願いします。後日職員が確認に伺います。

また、未登記家屋の売買、相続などで権利が異動した場合は、未登記家屋所有者名義変更届の提出が必要です。

新型コロナウイルス感染症に関連する固定資産税の軽減措置については、3ページをご覧ください

小型特殊自動車（農耕用^{その他}）は軽自動車税の申告を

乗用装置がある小型特殊自動車は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の申告が必要です（固定資産税の償却資産の申告対象にはなりません）。乗用装置がある小型特殊自動車を取得したときは、必ず軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。



対象	①農耕用…農耕トラクター、コンバイン、田植機、農耕用トレーラなど ※乗用装置があり最高速度が時速35km未満のもの（農耕用トレーラを除く） ②その他…フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど ※乗用装置があり最高速度が時速15km以下、車両の長さ4.7m以下、車両の幅1.7m以下、車両の高さ2.8m以下の全てを満たすもの ①と②に該当しない車両のうち事業用として所有するものは、固定資産税（償却資産）の申告が必要です
税額（年額）	①農耕用…2,000円 ②その他…5,900円 ※毎年4月1日現在の所有者に対して課税
申告に必要なもの	◎販売店から購入した場合 所有者・使用者の印鑑、販売証明書（販売店の押印、車台番号、車名の記載があるもの） ◎販売店からの購入以外の場合 譲り受けなどの場合はお問い合わせください
申告窓口	本庁税務課市民税係または各総合支所税担当グループ

■問い合わせ 本庁税務課市民税係（☎34-2173）